

「ためまっぷ東灘」の情報発信にかかる留意事項

令和7年4月
東灘区地域協働課

(目的)

1. WEBサイト「ためまっぷ東灘」の運用による情報発信を行うにあたり、東灘区地域協働課（以下、管理者）及び投稿用アカウント取得者（以下、投稿者）が留意すべき事項を明らかにし、適正に運用されることを目的とする。

(全般)

2. 「ためまっぷ東灘」を利用した情報発信
 - (1) 投稿する内容は東灘区内で実施する「子育てイベント」に関するものに限る。
※今後、サイト更新などの理由により、投稿内容を追加・変更することがある。
 - (2) 基本人権、著作権、肖像権等を侵害することのないよう十分留意する。
 - (3) 次に掲げる情報は発信してはならない。
 - ①誹謗中傷などの言い方を含む情報
 - ②人種、思想、信条等の差別、又は差別を助長させる情報
 - ③違法行為、又は違法行為を煽る情報
 - ④単なる噂、又は噂を助長させる情報
 - ⑤わいせつな内容、又はその内容を含むホームページのリンク
 - ⑥営利を主目的とした活動、宗教的活動、政治的活動に関する情報
 - ⑦暴力団又は暴力団と密接な関係にある団体の活動
 - ⑧市及び他者の権利を侵害する情報や個人情報
 - ⑨その他公序良俗に反する一切の情報
 - (4) 他の投稿者と記事が重複した場合、また、記事の内容が誤っていると判明した場合、投稿した記事を修正又は削除すること。
 - (5) 投稿した内容が（3）に掲げる情報であると管理者が判断した場合、投稿を削除することがある。

(特記事項)

3. アカウント管理
 - (1) 投稿者は、投稿用アカウントのログインメールアドレスとパスワードを適正に管理すること。
 - (2) 1つのアカウントを複数人で利用する場合は、その旨を管理者に報告し許可を得ること。

- (3) 投稿用アカウントの乗っ取り、成りすましが発生した場合は管理者にすみやかに報告すること。
- (4) 投稿用アカウントの取得を希望する者は、別紙「ためまっぷ東灘」投稿用アカウント取得申請書」（以下、申請書）を管理者に提出すること。

4. 個人情報の取り扱い

- (1) 管理者は、以下の投稿者の登録情報及び投稿内容情報を神戸市個人情報保護条例（平成9年10月9日条例第40号）に基づき、適正に管理することとし、申請者及び投稿者はこれに同意するものとする。
- なお、投稿内容情報については、「ためまっぷ東灘」内で公開する。

【投稿者の登録情報（アカウント取得申請書にて収集する）】

申請者の氏名	投稿者に連絡を取る際に利用
団体・イベント名	投稿者に連絡を取る際に利用（部署名）
投稿責任者	投稿者に連絡を取る際に利用（役職名）
アカウント名	投稿内容の把握に利用
アカウント登録メールアドレス	利用者に連絡を取る際に利用
パスワード	投稿者がパスワードを忘れた場合の情報提供に利用
配信内容	投稿内容の把握に利用
発信頻度	投稿内容の把握に利用
運用体制	投稿状況の把握に利用

【投稿内容情報】

投稿内容情報の項目	利用目的	収集方法
投稿内容	投稿内容の把握に利用	「ためまっぷ東灘」経由で収集 (投稿者が手動で入力)
位置情報	投稿内容の把握に利用	「ためまっぷ東灘」経由で収集 (投稿者が地図を利用して手動で入力)
写真	投稿内容の把握に利用	「ためまっぷ東灘」経由で収集 (投稿者が手動で添付)
アカウント名	投稿内容の把握に利用	「ためまっぷ東灘」経由で収集 (ログイン情報から自動引用)

- (2) 管理者は、申請書に記載された情報のうち、以下の情報をためま株式会社に提供することとし、申請者及び投稿者はこれに同意するものとする。ためま株式会社は、管理

者より提供された申請書に記載された情報を、別紙「個人情報の取り扱いについて」に基づき適正に管理する。

提供する情報の項目	提供目的
アカウント名	ためま株式会社からのサービスの提供、サービスに関連した各種情報提供、各種問い合わせへの対応に利用
アカウント登録メールアドレス	ためま株式会社からのサービスの提供、サービスに関連した各種情報提供、各種問い合わせへの対応に利用
パスワード	正当な投稿者かどうかを判断するために利用

5. サービス提供の終了

- (1) 管理者側の都合により、「ためまっぷ東灘」の継続的な提供が困難と判断された場合、管理者はサービスの提供を終了することがある。
- (2) 管理者は、前項の規定によりサービスの提供を終了するときは、事前に通知するものとする。